

定 款

平成23年 4月 1日

公益財団法人園芸振興松島財団

公益財団法人園芸振興松島財団定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人園芸振興松島財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都目黒区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、青果物の生産から流通経営にいたる調査、研究、技術開発及びその普及に対する助成、奨励、表彰等の事業を行うことにより、学術の振興と、国民の希求する青果物の安定供給を図り、もって明るい豊かな社会の形成に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 青果物の生産から流通経営の振興に関する研究等に対する助成
- (2) 園芸農業の発展に貢献した功労者に対する表彰
- (3) 園芸振興に関する出版への助成、及び講演会、研究会等の開催と助成
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号に掲げる事業は、日本全国において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 この法人は、次の各号に掲げる資産をもって構成する。

- (1) この法人の公益財団法人設立日における財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) その他の収入

(資産の種別)

第6条 この法人の資産を分けて、基本財産及びその他の財産とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 前条第1号の財産のうち、基本財産として記載された財産

- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを決議した財産

3 その他の財産は基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第7条 この法人の資産は、理事会の決議に基づいて代表理事が管理・運用し、その方法は理事会の決議により別に定める資産運用規則によるものとする。

(経費の支弁)

第8条 この法人の経費は、その他の財産をもって支弁する。

(事業年度)

第9条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更するときも同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第11条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定期評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 12 条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 2 項第 4 号の書類に記載するものとする。

(借入金)

第 13 条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金の借入れの場合を除き、評議員会及び理事会の決議を経なければならない。

第 4 章 評議員

(評議員)

第 14 条 この法人に、評議員 7 人以上 10 人以内を置く。

2 評議員のうち、1 人を評議員長とする。

(評議員の選任及び解任)

第 15 条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

2 評議員選定委員会は、評議員 1 人、監事 1 人、事務局員 1 人、次項の定めに基づいて選任された外部委員 2 人の合計 5 人で構成する。

3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

(1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。）の業務を執行する者又は使用人

(2) 過去に前号に規定する者となったことがある者

(3) 第 1 号又は第 2 号に該当する者の配偶者、3 親等以内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む。）

4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

(1) 当該候補者の経歴

(2) 当該候補者を候補者とした理由

(3) 当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係

(4) 当該候補者の兼職状況

6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の 1 人以上が出席し、かつ、外部委員の 1 人以上が賛

成することを要する。

- 7 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
- 8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。
 - (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
 - (3) 同一の評議員(2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の評議員)につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位
- 9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。
- 10 評議員長は、評議員会において選定する。

(任期)

- 第16条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
 - 3 評議員は、第14条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

- 第17条 評議員に対して、各事業年度総額100万円を超えない範囲で、役員等の報酬等に関する規程に定める支給基準に従って、報酬を支給する。

第5章 評議員会

(構成)

- 第18条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第19条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書の承認

- (5) 定款の変更
 - (6) 残余財産の処分
 - (7) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- (開催)

第20条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度6月に1回開催するほか、代表理事が必要と認めた場合に臨時評議員会を開催する。

(招集)

第21条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、代表理事が開催日の7日前までに、その会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面又は電磁的方法をもって評議員に通知して招集し、評議員長がその議長となる。

2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第22条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議する際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第26条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第23条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(評議員会への報告の省略)

第24条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場

合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 25 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した評議員は、前項の議事録に記名押印する。
- 3 前項の評議員に代えて、議事録に記名押印しなければならない者を、当該評議員会に出席した評議員長とすることができる。

第 6 章 役員

(役員の設置)

第 26 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 7 人以上 10 人以内
- (2) 監事 2 人以内
- 2 理事のうち 1 人を「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」とする）」第 91 条第 1 項第 1 号に規定する代表理事とする。
- 3 代表理事以外の理事のうち、2 人を法人法第 91 条第 1 項第 2 号に規定する業務執行理事とする。

(役員の選任)

第 27 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事と監事は相互に兼ねることができない。
- 4 理事のうち同一親族（配偶者及び 3 親等以内の親族並びにこの者と特別な関係のある者をいう。）又は特定の企業の関係者の占める割合は、それぞれ理事現在数の 3 分の 1 を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第 28 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 代表理事及び業務執行理事は、事業年度毎に 4 カ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 29 条 監事は、この法人の資産及び会計並びに理事の職務の執行を監査し、

法令で定めるところにより、監査報告を作成し、理事会及び評議員会に報告する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、その他法令に定める権限を行使する。

(役員の任期)

第 30 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第 26 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 31 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。この場合においては、評議員会において議決する前に、その役員の弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに耐えないとき。

(報酬等)

第 32 条 理事及び監事に対して、各事業年度総額 100 万円を超えない範囲で、役員等の報酬等に関する規程に定める支給基準に従って、報酬を支給する。

第 7 章 理事会

(構成)

第 33 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限等)

第 34 条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- 2 理事会は、次の事項について決議する。
 - (1) 事業計画及び収支予算
 - (2) 事業報告及び決算

(3) 諸規定の制定及び改廃の決定

(4) その他の重要な事項

3 理事会は、第 35 条第 1 項の規定に従い、あらかじめ通知のあった事項に限り議決することができる。

(招集)

第 35 条 理事会は、代表理事が開催日の 7 日前までに、その会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面又は電磁的方法によって招集し、代表理事がその議長となる。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会は、毎事業年度定期に 2 回開催するほか、代表理事が必要と認めたときを開催する。

(決議)

第 36 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 37 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。但し、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(理事会への報告の省略)

第 38 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 28 条第 3 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

3 前項の理事に代えて、議事録に記名押印しなければならない者を、当該理事会に出席した代表理事とすることができる。

第 8 章 専門委員会

(専門委員会の設置)

第 40 条 この法人の事業遂行に関する専門的事項について調査審議するため、専門委員会を置く。

2 専門委員会は、委員 10 人以上 20 人以内で構成する。

(委員の委嘱)

第41条 専門委員会の委員は、この法人の事業に関して学識経験を有する者の中から、理事会の決議を経て代表理事が委嘱する。

(専門委員会の運営)

第42条 専門委員会の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

第9章 事務局

第43条 この法人の事務処理を行うため、この法人に事務局及び所要の職員を置く。

2 事務局に関する規定は、理事会の決議を経て代表理事が別に定める。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第15条についても適用する。

(解散)

第45条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第46条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」とする）」第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第47条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第48条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

- 1 この定款は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」とする）」第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散と登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第9条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は、松島和夫とする。
- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

杉山信男

小倉長雄

加倉井弘

篠澤忠孝

林武幸

松浦恵

松島由夫

- 5 平成27年5月30日改正